

令和7年度 市川市デジタル地域通貨推進事業 実施要領

(令和7年12月1日改訂)

1. 概要

(1) 目的

市川市内で利用できるデジタル地域通貨の導入により、市内で資金を循環させて消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、市川市が主催する健康づくり事業や地域に寄与するエコ活動、ボランティア活動、自治会活動等にインセンティブとしてポイントを付与して、市民活動の活性化を図る。

(2) 実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

(3) 実施団体

市川市

(4) デジタル地域通貨の名称等

- ①名 称 ICHICO（いちこ）
- ②レート 1 ポイント = 1 円
- ③利用形態 スマートフォン・アプリ「chiica」および ICHICO カード

(5) 発行額

- ①総額 27 億 2,100 万ポイント（27 億 2,100 万円相当）
- ②内訳 下表参照

区 分	金 額	備 考
チャージ (マネー)	22 億 7,000 万ポイント (22 億 7,000 万円相当)	・セブン銀行 ATM を利用して、現金で ICHICO を チャージした金額 ・クレジットカードから ICHICO をチャージした金額
還元ポイント	2 億 5,100 万ポイント (2 億 5,100 万円相当)	・ICHICO の利用額に応じて、一定の割合 (例：5%) が利用者に還元されるポイント ・還元ポイントは、次回以降の買物や飲食の際、利用 することができる ※ 令和6年度からの繰越分及びふるさとポイントの 利用では、還元ポイントは付与されない。 ※ 保険薬局に係る支払いには、還元ポイントは 付与されない。

ICHICO ポイント	6,000 万ポイント (6,000 万円相当)	・市川市が主催する健康づくり事業、エコ活動、ボランティア活動、自治会活動等に参加することで付与されるポイント
ふるさとポイント	100 万ポイント (100 万円相当)	・ふるさと納税制度を利用して、市川市に寄付をした金額の 30%が付与されるポイント
スマートポイント	1 億 3,900 万ポイント (1 億 3,900 万円相当)	・市が特に推進する施策に対し、貢献いただいた方に付与されるポイント ①脱炭素社会の実現に向け、家庭における省エネルギー家電の購入に対し、費用の一部を利用者に還元 ②犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、防犯用品の購入や、防犯設備の設置に対し、費用の一部を利用者に還元 ③地域防災力の向上を図るため、防災用品の購入金額の一部を利用者に還元

③有効期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

※有効期限を過ぎた場合、ポイントは全て失効する。

(6) 還元ポイント

①通常時（キャンペーン期間外）

- ・発行期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）
（ただし、下記②、④のキャンペーン期間を除く）
- ・還元率 中小企業者（次頁参照）や個人事業主等が経営する加盟店で ICHICO を利用した金額の 5%、
それ以外の場合は利用金額の 1%
- ・発行ポイント 総 額 600 万 ポイント
期間中の最大ポイント数 1,000 ポイント／人
※ 予算の上限に達した段階で発行を終了する。

②キャンペーン第 1 弾

- ・発行期間 令和 7 年 4 月 15 日（火）午前 10 時から
- ・還元率 中小企業者や個人事業主等が経営する加盟店で ICHICO を利用した金額の 15%、それ以外の場合は利用金額の 5%
- ・発行ポイント 総 額 7,000 万 ポイント
期間中の最大ポイント数 3,000 ポイント／人
※ 予算の上限に達した段階で発行を終了する。

③追加キャンペーン

- ・発行期間 令和 7 年 9 月 22 日（月）午前 10 時から
- ・還元率 加盟店のうち、対象店舗でお米（白米・玄米に限る）の購入に ICHICO を利用した場合、利用金額の 30%
- ・発行ポイント 総 額 7,500 万 ポイント
期間中の最大ポイント数 5,000 ポイント／人
※ 予算の上限に達した段階で発行を終了する。

④キャンペーン第 2 弾

- ・発行期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）午前 10 時から
- ・還元率 最大 15%
多くのスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、書店、一部の飲食店等：10%
- ・発行ポイント 総 額 1 億 ポイント
期間中の最大ポイント数 5,000 ポイント／人
※ 予算の上限に達した段階で発行を終了する。

中小企業者の範囲（中小企業基本法）

業 種	範囲
製造業、建設業、運輸業等	資本の額、出資の総額が3億円以下 または、従業員数が300人以下
卸売業	資本の額、出資の総額が1億円以下 または、従業員数が100人以下
サービス業	資本の額、出資の総額が5,000万円以下 または、従業員数が100人以下
小売業	資本の額、出資の総額が5,000万円以下 または、従業員数が50人以下

(7) 利用できる店舗

ICHICO を利用できる店舗は、市川市が登録した加盟店とする。

※追加キャンペーンについては、加盟店のうち、同キャンペーンに参加する店舗とする。

2. 利用者

(1) 対象者 市川市内在住者、在勤・在学者等

(2) 利用開始
 <アプリの場合> アプリ「chiica」のインストールとアカウント登録
 <カードの場合> 市川市役所第 1 庁舎 2 階（デジタル地域通貨推進課）で
 利用開始申込み

(3) チャージ

- ①期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- ②上限額 利用者 1 人あたりの上限なし
ただし、一度に保有できるマネーは 300,000 円まで
- ③単位 1,000 円単位（1 回あたりのチャージ上限額 100,000 円）
- ④方法 <アプリの場合> 全国のセブンイレブン等に設置されているセブン銀行 ATM、
クレジットカード（クレジットカードによっては、本人認証サービス
（3D セキュア）が必要となる場合がある。）
<カードの場合> 全国のセブンイレブン等に設置されているセブン銀行 ATM
- (4) 決済方法 2 次元コードをスキャンする方式（詳細は 6 頁の図参照）

3. 加盟店

(1) 対象店舗

市川市内の店舗とする。

（店舗の敷地や建物の一部が他市に位置する場合、所在地が市川市である店舗を対象とする。）

(2) 申込方法

- ①Web 申込の場合 ・所定の Web ページにアクセスして、必要事項を入力する。
- ②申込書の場合 ・加盟店登録申込書に必要事項を記入の上、市川市役所に提出。
・配布場所 市川市役所第 1 庁舎 2 階（デジタル地域通貨推進課）
・加盟店登録申込書は、上記の配布場所に直接提出または郵送とする。
（郵送先）市川市 ICHICO 担当宛 〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

(3) 加盟店の要件

- ①利用規約への同意 市川市長が定める利用規約に同意すること。
- ②その他 下記の欠格条項に該当しないこと。

欠格条項
・市川市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等が役員もしくは実質的に支配しているもの、 その他暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において 規定する風俗営業、特定遊興飲食店営業、または、性風俗関連特殊営業を営むもの
・特定の宗教団体、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を営むもの
・市川市デジタル地域通貨の取扱対象とならない取引や商品のみを取り扱うもの （次頁を参照）

(4) 取扱対象とならない取引や商品

取扱対象とならない取引や商品
・消費税法別表第2の1～5に規定する有価証券類等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手（ビール券、おこめ券、図書カード等）等、換金性の高い商品
・たばこ
・税金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金・通信費等の支払い
・給与、賃金、寄付金、祝い金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資金の支払い
・当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（馬券）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）
・現金との換金
・社会保険医療の給付等を行う保険医療機関等に係る支払い
・社会福祉法に規定する社会福祉事業及び介護保険法に基づく居宅サービスや施設サービス
・学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上等の一定の要件を満たす各種学校の授業料、入学金等
・公序良俗に著しく反する取引、その他事業の目的趣旨を鑑みた際に適切でないと市川市が認める取引

(5) 加盟店の決定

市川市が各店舗の申込内容を確認した後、加盟店としての登録可否を下記の方法で通知する。

- ①Web 申込の場合 電子メールにて通知
- ②申込書の場合 電子メールまたは郵送で通知

(6) 物品の発送

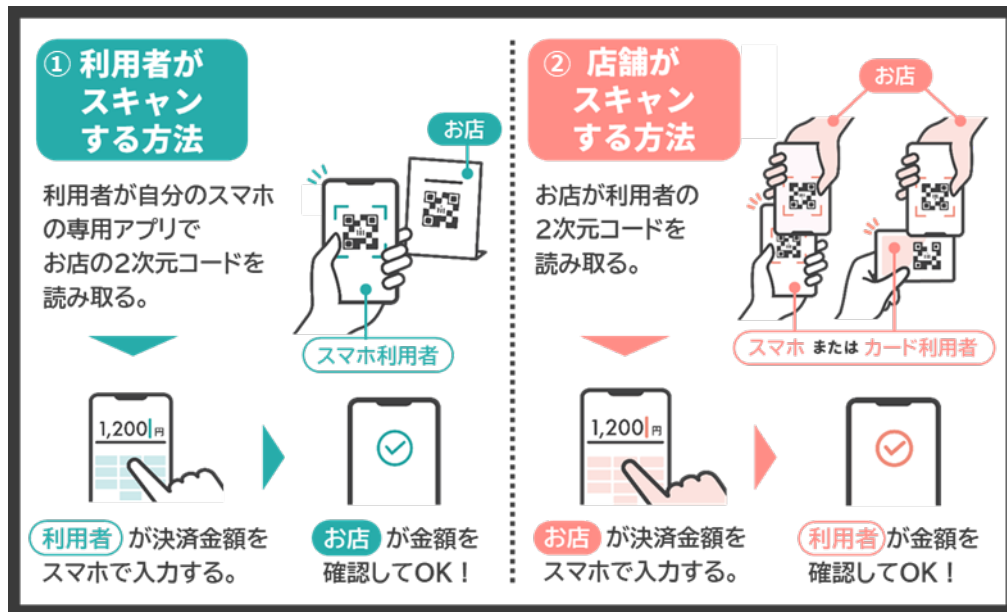
市川市から各店舗へ物品（2次元コードの台紙、ステッカー、のぼり、マニュアル等）を提供する。

(7) 決済方法

加盟店ごとに下記のいずれかの方法を選択する。

なお、②③の場合、加盟店がスマートフォンもしくはタブレット端末を用意するとともに、それらの機器を利用する際の通信費用を負担する。

- ①利用者がスキャンする方法 (下図の左側参照)
- ②店舗がスキャンする方法 (下図の右側参照)
- ③上記の①と②の両方



(8) デジタル地域通貨の精算

- ①精算回数 毎月 2 回
- ②精算締日 毎月 15 日と月末日
- ③入金日 精算締日の翌日から起算して約 2 週間後の平日
- ④精算方法 加盟店が指定した銀行口座への振り込み
- ⑤精算額 ICHICO の売上額から下記(9)加盟店の負担額を差し引いた金額
- ⑥その他 加盟店から市川市に届出のあった振込先の銀行口座に誤りがあった場合、
精算日に振り込むことができないケースがある。

(9) 加盟店の負担額

令和 7 年度は、大企業が経営する加盟店の場合、ICHICO 決済額の 1%相当額、
中小企業者や個人事業主等が経営する加盟店の場合、負担なしとする。

4. ICHICO ポイントの発行

(1) 概要

市川市が主催する健康づくり事業や地域に寄与するエコ活動、ボランティア活動、自治会活動等に対するインセンティブとして、ICHICO と交換・利用できるポイントを付与し、市民活動の活性化を図る。

(2) ポイント付与期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(3) ポイント名称

ICHICO ポイント

（レート：1 ICHICO ポイント= 1 円）

(4) 対象者

事業や活動に参加された方（事業ごとに別途、定める。）

(5) ポイント対象事業とポイント数等

別途定める。

また、実施日やポイントの付与方法等の詳細については、事業ごとに別途定める。

(6) 利用できる店舗

ICHICO 加盟店

5. ICHICO ふるさとポイントの発行

(1) 概要

市川市にふるさと納税をした方に返礼品として、ポイントを発行する。

(2) 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(3) ポイント名称

ICHICO ふるさとポイント

（レート：1 ICHICO ふるさとポイント = 1 円）

(4) 対象者

市川市にふるさと納税をした方（市川市民を除く）

(5) ポイント数等

寄附金額	発行ポイント数
5,000 円	1,500 ポイント
10,000 円	3,000 ポイント
20,000 円	6,000 ポイント
30,000 円	9,000 ポイント
50,000 円	15,000 ポイント
100,000 円	30,000 ポイント
200,000 円	60,000 ポイント
500,000 円	150,000 ポイント
1,000,000 円	300,000 ポイント

(6) 利用できる店舗

ICHICO 加盟店の内、市が指定する飲食店、サービス提供店

※ 原則、物販店では利用できないこととする。

※ 予告なく利用できる店を変更する場合がある。

(7) 申込方法

市川市が別途指定する「ふるさと納税 Web サイト」とする。

(8) 返礼品の発送

申込の受付後、市川市から ICHICO カードを発送する。

(9) 利用の開始

ふるさと納税をした方が ICHICO カードを受領した後、市川市に利用開始の届出を行うことで、利用を開始する。

6. ICHICO スマートポイントの発行

(1) 概要

市が特に推進する施策に対し、貢献いただいた方に付与されるポイント

(2) ポイント名称

ICHICO スマートポイント

(レート：1 ICHICO ポイント= 1 円)

(3) 利用できる店舗

ICHICO 加盟店

(4) 対象事業

- ①省エネルギー家電導入促進事業
- ②防犯用品等導入促進事業
- ③家庭用防災用品購入促進事業

実施期間やポイントの付与方法等の詳細については、事業ごとに別途定める。